

国際日本文化研究センター研究教育職員候補者選考規則に係る申合せ

平成16年7月15日決定
最終改正平成22年3月31日

国際日本文化研究センター研究教育職員候補者選考規則（以下「規則」という。）
第2条第3項に関し、以下のとおり申し合わせる。

- 1 同項により委員を指名する場合は、規則第2条第2項第3号の委員（センター外の運営会議委員）の中に、候補者を選考しようとする研究領域等に通じた適任者がいない場合とする。
- 2 この申合せは、平成16年7月15日から適用する。